図書館ボランティア活動実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市立図書館(以下「図書館」という)を活動の場とするボランティア の活動に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ボランティアは、自らの自由な意志に基づき、無報酬で継続的に図書館サービス のため、技術又は役務の提供を行うものとする。

(活動の内容)

- 第3条 図書館ボランティアの活動内容は次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 夏休み図書館ボランティア
 - (2) ブックスタートボランティア

(登録の手続き)

- 第4条 前条の活動を希望する者は夏休み図書館ボランティア申込書(別記第1号様式)、 ブックスタートボランティア申込書(別記第2号様式)(以下「申込書」という)に必要事項を 記入し、図書館長に申請する。
- 2 申請者は事前研修を受けたうえで合意書(別記第3号様式)を図書館長に提出する。 (更新の手続き)
- 第5条 ボランティアの活動は当該年度とし、翌年度も活動を希望する者は、前条と同様の 手続きを行うものとする。

(合意書)

第6条 ボランティアは合意書を遵守するほか、担当職員の指示に従うものとする。

(活動報告書の作成)

第7条 ボランティアは活動報告書を作成し、図書館長に提出する。

(受入れの取り消し)

第8条 第6条及び第7条の規定に従わないボランティア又は図書館の名誉を著しく傷つけたり、本要綱又は別紙「ボランティア活動の心得」に背くような行為があった場合は、登録を取消すものとする。

(弁償責任)

第9条 ボランティアが故意又は過失により、利用者及び施設に損害を与えたときは、ボランティア本人がその弁償の責を負うものとする。

(保険の加入)

第10条 ボランティアは活動中に発生する事故、損害などの危険を補償するため、ボランティア保険に加入しなければならない。その費用は、図書館が全額負担する。

附則

この要綱は、平成16年7月1日より施行する。

合 意 書

生涯学習及び市民の参画による社会教育施設の振興のために活動することに合意します。

活動するにあたっては、「ボランティア活動の心得」を遵守することを約束し、署名します。

平成 年 月 日

(あて先)白井市立図書館長

住 所

氏 名

ボランティア活動の心得

1 図書館ボランティアの目的

自らの自由な意志により、白井市立図書館(以下「図書館」)の運営方針に基づき活動を 行い、より良い生涯学習環境の向上に努め、自らの経験を生かした地域社会づくりに寄 与することを目的とする。

- (1) 夏休み図書館ボランティアとして書架整理や資料の補修等の図書館業務を体験し、 青少年の社会参加を推進する。
- (2) ブックスタートボランティアとして育児相談の際に、親と乳児に対して絵本の読み聞かせ等を行い、子育て支援に寄与する。
- 2 ボランティアとして守るべきこと
 - (1) 利用者の住所、氏名など館内で知りえたことについて秘密を守る。
 - (2)活動に関しては、担当職員と連絡を取り合い行う。
 - (3) 利用者から回答不明な問い合わせがあった場合、自分の判断で返答しないで、担当職員に引き継ぐ。
 - (4)活動中の怪我や急病は、担当職員に申し出て、適切な処置を受ける。
 - (5) 担当職員とコミュニケーションを密にする。
 - (6) 利用者と金品の授受はしない。
 - (7) 利用者に対しては常に対等の人格として接する。
 - (8) 次の項目に該当する行為はしない。
 - ア 公序良俗に反する行為
 - イ 法令に反する行為
 - ウ 選挙運動若しくはこれに類似する行為、又は宗教の勧誘などの行為
 - エ 知り得た個人のプライバシー、機密の漏洩
 - オ その他、図書館長が不適当と判断する行為
- 3 態度、ふるまいについて
 - (1) 服装は清潔かつ活動に適したものとし、ボランティア活動に際しては、常に名札を携帯する。
 - (2) 一旦引き受けた活動に対しては、責任を持ってその業務を遂行する。但し、活動の途中、やむを得ない事情により任務遂行が困難になった場合、職員へ連絡し、業務を終了する。
- 4 活動について
 - (1)活動に入る前に、申し送り事項を確認する。
 - (2)活動後は、活動書報告書を作成する。